

## 1 間伐推進プロジェクト

### (1) 目的

市内の約 30,000ha のスギ・ヒノキの人工林のうち、公有林等を除く私有林約 27,000ha を対象として間伐を推進することにより、過密人工林が一掃され、すべての人工林を適正に管理された健全な状態を目指します。

### (2) 達成目標

このプロジェクトの目標を次の通り定めます。

- ① 平成 49 年度末までに過密人工林を一掃するため、第 3 次計画期間（平成 30 年～平成 39 年度）に、過密ステージ・移行ステージの人工林を中心に 12,000ha の間伐を実施します。
- ② 間伐を計画的かつ効率的に実施するため、森林所有者が自らの意思で森づくりに関する合意形成や推進を図る地域組織（以下、「地域森づくり会議」という。）による団地化を継続して推進します。

### (3) プロジェクト管理のための指標と目標値

指標と目標値は以下のとおり定めます。

（図表〇—〇） 指標と目標値

指標	現状値 (平成 28 年度)	目標値	
		平成 34 年度	平成 39 年度
間伐面積 (ha/年)	968ha	1,200ha/年を維持	
森づくり団地計画の樹立累計面積 (ha)	9,058ha	15,750ha	見直し時に 再設定
森づくり団地計画の樹立面積 (ha/年)	1,246ha	1,200ha/年を維持	

(※) 設立された地域森づくり会議内における複数の計画樹立面積の合計

### (4) 事業概要

#### ① 間伐推進計画

計画対象人工林のステージ区分を行った上で、次表のとおり間伐を推進します。

構想期間 20 年間で移行ステージ約 12,000ha の間伐 1 回と過密ステージの約 5,000ha の間伐 2 回、計 22,000ha を進めて、構想の目標である 20 年間ですべての人工林を健全ステージに誘導します。

第 3 次計画期間は、過密・移行ステージで年間 1,000ha の切置き間伐、移行・健全ステージで年 200ha の利用間伐や針広混交林化を想定し、12,000ha の間伐を実施します。間伐遅れの過密林分には、下層植生の回復を促す本数比 4 割程度の間伐を推奨し、人工林の健全化を進めます。平成 39 年度末までに「健全ステージの人工林の割合」現状の 37% から 55～59% に高めます。また、計画期間の最終年度に航空写真等の解析により全域の人工林の本数密度を確認し、「健全ステージの人工林の割合」の進捗を確認します。

(図表〇—〇) 間伐実施目標値

森林の現況 ※	間伐の種類	目標値	参考	目標 間伐実施 面積合計
		H30年度～H39年度 第1期10年間	H40年度～H49年度 第2期10年間	
過密ステージ	切置き間伐	5,000ha	5,000ha	10,000ha
移行ステージ		5,000ha	5,000ha	10,000ha
健全ステージ	利用間伐/ 針広混交林化	2,000ha	2,000ha	4,000ha
計		12,000ha	12,000ha	24,000ha

(※) 各ステージの本数密度は、「過密ステージ」が1,600本/ha以上、「移行ステージ」が1,000本/ha以上1,600本/ha未満、「健全ステージ」が1,000本/ha未満を示す。

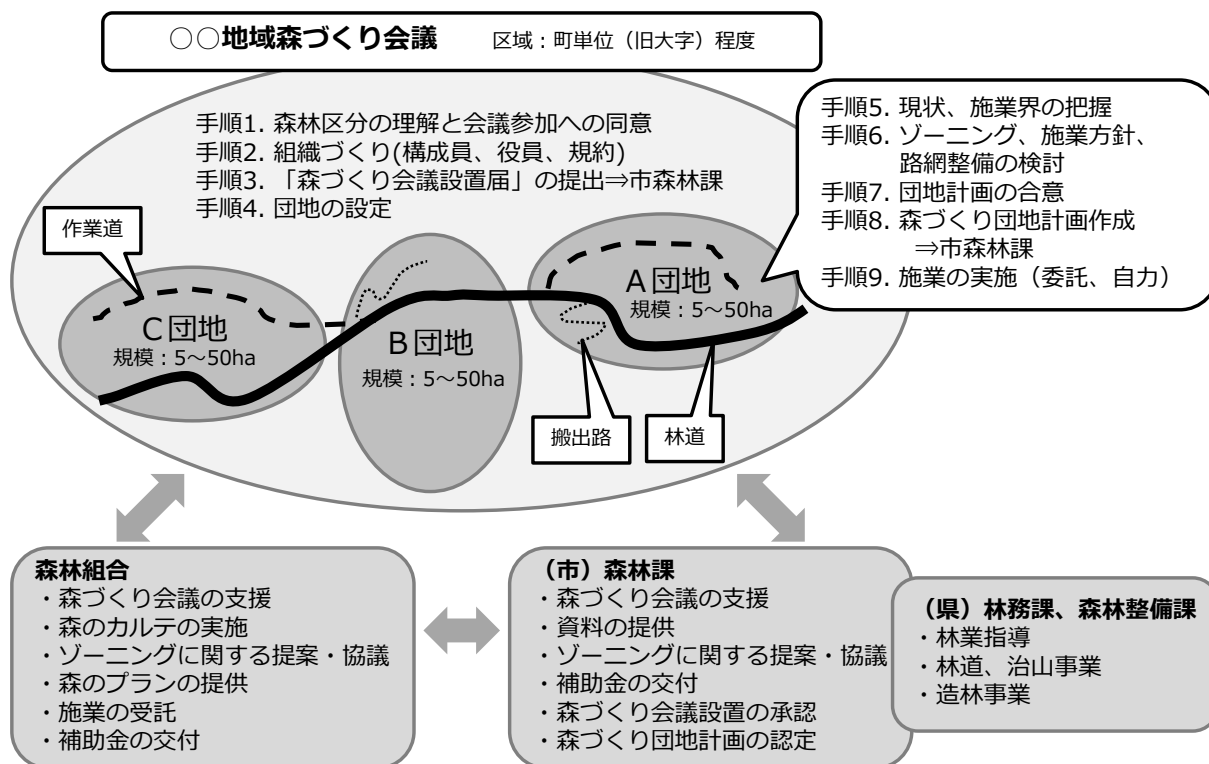
## ② 地域森づくり会議方式による間伐の推進

人工林率が50%を超える地区は、地域森づくり会議方式による団地化を推奨し、既設地域森づくり会議内の団地化を中心に提案型集約化施業を進め、計画的で効率のよい間伐事業地の確保を行います。

人工林率が低く団地化が困難な地区は、会議方式の団地化を進めるか否かを個別で協議した上で、その都度、最も効果的な事業を選択し間伐を実施します。

平成35年以降は、5年ごとの基本計画の見直しにおいて、団地の進捗等を評価したうえで、目標を再設定し、支援体制や森づくり推進組織育成交付金を再構築します。

(図表〇—〇) 地域森づくり会議の推進体制



### ③ ゾーニングと将来の森林像（目標林型）をめざした施業

当初構想の過密ステージから移行ステージの人工林が多くなってきたため、将来の森林像（目標林型）をめざした施業が必要になっています。地域森づくり会議方式において、木材生産林（区分（A））と針広混交誘導林（区分（B））などの森林区分と目標林型を設定し、目標林型にむけた適切な施業（将来木施業）の取組みを開始します。

ゾーニングや将来木施業の実施にあたっては、市有林にモデル林を設定しモニタリングとともに、検討会の開催などで関係者の情報共有とスキルアップを図りながら進めます。また、森づくり人材確保・推進プロジェクトにおける、岐阜県立森林文化アカデミー等と連携した研修においてもプログラムに盛り込み、実行体制の整備を図ります。

## (5) 間伐事業の補助体系等

構想に定める目標を達成するために実施する間伐事業には、いろいろな制度が含まれており、それらを効率的に組み合わせ、実施していきます。その中で市は、従来の施策に加えて、新しい方向性を示します。

- ① 県が実施する県税事業の人工林整備においては、県と連携し、市が積極的に事業地調整を行い実施していきます。
- ② 森づくり団地計画に基づいて計画的に実施される利用間伐については、国県費補助等を活用して取り組みます。
- ③ 森づくり団地計画に基づいて計画的に実施される切置き間伐については、所有者の負担なしで実施できる制度を継続します。
- ④ 森林所有者が自ら間伐を実施する場合の各種助成制度を充実します。
- ⑤ 「巻枯らし間伐」などの市独自の補助事業を検討していきます。

※補助事業等の体系は、（国）森林環境税の新たな創設の動きにより、既存事業への影響も危惧され、併せて、あいち森と緑づくり事業も見直し時期にあるなど、大幅な変更も想定されるため、動向を見せながら記述する。

現行の想定は次のとおり

健全・移行ステージ…利用間伐	造林事業+上乘せ
移行・過密ステージ…切置き間伐	あいち森と緑づくり事業（県）
	保安林調整伐（県）
	矢作川水源基金+上乘せ
	間伐促進事業(市)